



一般廃棄物処理業許可証

銚田市指令第 26 号

住所 茨城県行方市羽生673番地2

氏名 丸善エコアース 有限会社
代表取締役 今泉 善弥

令和6年1月31日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

営業所の所在地	茨城県行方市羽生621番地1
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(ごみ)
業務内容	一般廃棄物(ごみ)収集運搬
車輛機材の種類及び数量	塵芥車5台、アームロールコンテナ1台、ユニック車1台
営業区域	銚田市全域
営業許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
条件	銚田地区及び大洋地区は銚田市銚田クリーンセンターへ、旭地区は大洗、銚田、水戸環境組合へ搬入すること。

令和6年4月1日

銚田市長 岸田 一夫

